

令和5年度事業計画

令和4年度は、国内においては新型コロナウイルスの感染拡大が続いたものの、9月以降は「ウィズコロナに向けた新たな段階」に移行し、社会経済活動は概ね平常化に向かったところである。一方、国外においては、ウクライナ情勢の長期化や物価上昇などによる、世界経済への影響が懸念されることとなった。

このような中、当協会においては、会員サービスを中心とした協会活動を着実に実施し、「大型庇」の規制緩和や、「非常用発電設備」に係る補助金の手当てなど、長年の要望が実を結んだ年となった。

この実績を踏まえ、本年度も引き続き会員事業者の声を「聞き出す」ことに注力するとともに、これまでも掲げている基本方針（①行政との連携、②会員ニーズの把握とそれに関連する情報発信、③各地区協会及び会員事業者との連携）を堅持し、更なる会員サービスの充実に取り組むこととする。

本年度においても、昨年度に重点課題とした（①物流DXの推進、②カーボンニュートラルへの取り組み、③人手不足への対応、④災害対策及び危機対応力の強化、⑤地域貢献）を掲げ、それぞれの活動をより具体的に整理する。また、本年度は、⑥倉庫税制の維持を追加し、新たな局面を迎えるであろう倉庫税制への積極的な対応を示すこととする。

このような考え方の下、具体的には次の事業活動を実施していくこととする。

1. 運営全般

(1) 今後の倉庫業の果たす役割とその在り方への検討

倉庫業の維持・発展のため、倉庫業界として取り組むべき課題について国交省と連携し、検討するとともに、「今後の倉庫業が果たす役割とその在り方」についての基本方針を整理する。また、その際必要となる支援策などの要望事項を取りまとめる。

〈物流政策研究〉

(2) 地区協会及び会員との連携

①事務局長会議における情報・意見交換の一層の充実を図るなど地区協会との連携強化を推進し、地区協会の活動を支援する。

②各種会合、研修、説明会に積極的に参加し、地区の会員事業者と積極的に交流を図るとともに、その意見、要望を吸い上げる。

③会員事業者向けの広報活動においては、日倉協の活動や倉庫業関係の有益情報を迅速に提供するとともに、発信情報の普及度向上に努める。加えて、Web サイトなどの広報ツールの更なる強化と情報発信業務の効率化を進める。〈広報〉

④Web を活用してアンケートを実施するなど、会員ニーズの把握に努める。加えて、『ご意見箱』を Web ページ上に設置し、会員事業者からの意見・要望をいつでも受けられるようにする。

⑤地区協会の新規会員勧誘活動を支援する。

⑥学生・生徒・児童や就職担当教員等を対象とした倉庫見学会など、地区協会が実施している広報活動に対し、必要な支援を行う。〈広報〉

⑦倉庫協会ウェブタウン（各地区倉庫協会サイト）の運営を支援する。

⑧地区協会の統計処理の支援として、倉庫統計集計システムの保守を継続する。

⑨地区協会と連携し、勲章・褒章候補者の申請等に係る情報提供や資料作成業務を支援する。

⑩日本倉庫協会の表彰規程に基づく、表彰制度の活用を検討する。

(3) 法令遵守等

①独占禁止法や下請法等、公正取引に関する法令及び倉庫業関連法規等を遵守し、コンプライアンス問題に適切に対応する。

②内部統制に係る規程等の整備及び点検・見直しを行うとともに、必要な業務監査を行う。

③会員管理システムを刷新し、地区協会にとって正確かつ即時性をもつ有用なデータベースを構築するとともに、管理の省力化を図る。

(4) 委員会活動の見直し

委員会活動の在り方に關し、各委員会における検討結果も踏まえたうえで、結論を得る。〈総務〉

(5) 職員のモチベーションの向上

会員サービスの充実に資するため、事務局昇格基準の見直し、評価制度の導入、研修制度の充実等を通じ、職員のモチベーション向上を図る。

2. 重点課題への取り組み

(1) 物流 DX の推進

- ①倉庫税制適用の前提となる物流総合効率化法に基づく計画の認定に当たり付加された物流 DX 関連機器の整備に対する補助制度を継続し、物流 DX を推進するとともに、対象事業者に対して、税制特例の活用を促す。〈税制金融〉
- ②会員事業者のデジタル化等を通じた生産性向上を支援するため、物流 DX 導入推進ガイドラインの更なる周知、物流総合効率化法の活用や「物流 DX」「自動化・機械化に係る新技術」に関する説明会を開催するなど、会員事業者への情報提供に努める。〈物流政策研究〉
- ③労働力不足に対応した、AI、IoT、ロボット、物流 DX 等の新技術の調査研究・情報収集に努める。〈情報システム〉

(2) カーボンニュートラルへの取り組み

- ①2050 年のカーボンニュートラル達成を目標に、政府の「地球温暖化対策計画」や「国土交通省環境行動計画」を踏まえ、倉庫業界としての取り組み内容について、基本的方向を整理し、必要な活動を行う。〈安全環境〉
- ②自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業をはじめとする政府の支援策について、会員事業者に対する周知に努め、これらの制度の更なる活用を推進する。〈安全環境・税制金融〉
- ③「GX 経済移行債」の動向を注視し、倉庫事業者の GX 投資に資するよう、関係当局に働きかけを行う。〈安全環境〉

(3) 人手不足への対応

- ①会員事業者の人材確保に資するため、地区協会主催の学生・就職担当職員などを対象とした倉庫見学会に必要な支援を行う。
- ②日本物流団体連合会の主催する就職支援活動への参加を検討する。
- ③一般向けの広報活動においては、倉庫業のイメージアップや会員事業者の採用活動の支援を念頭に置き、倉庫業 PR 動画の活用に加え、新たに動画のポータルページを作成するなど、広報媒体の整備を実施し、倉庫業の認知度向上に努める。〈広報〉
- ④高齢者の活用を推進するため、厚生労働省の外郭団体である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の支援を受け、高齢者活用ガイドラインの作成にあたるとともに、その普及に努める。
- ⑤関係団体の女性活躍推進に係る会合に参加し、情報収集に努めるとともに会員事業者への情報共有を行う。

⑥外国人の活用について国交省及び物流関係団体と協力して研究を行うとともに、会員のニーズの把握に努める。

⑦地区協会と人材確保やダイバーシティにかかる課題を協議し、取り組み事例などを共有する。

(4) 災害対策及び危機対応力の強化

①災害、事故等が発生した場合には被害状況等の把握に努め、必要により会員事業者や地区協会に対する支援及び行政機関に対する要望等を行う。〈業務〉

②BCP作成に関する説明会を必要に応じて開催し、防災・減災に関する情報を提供するなど、会員事業者の危機対応力強化を支援する。〈業務〉

③都道府県との災害時協力協定に沿って、訓練の実施等さらなる官民一体となった災害時対応体制の整備(緊急支援物資物流に関する地区協会間の協力の在り方についての検討を含む)を推進し、これに取り組む地区協会や会員事業者を支援する。また、災害の支援物資保管に適した施設、特に物効法の認定を取得した施設について、民間物資拠点候補への登録を促進する。〈業務・物流政策研究〉

④発生が想定されている首都直下地震等の地震災害に加えて、激甚化している風水害等にも備え、相互の連絡体制の点検、事務局長会議等における情報・意見交換の充実などを進めるとともに、会員事業者が日倉協に期待する役割を把握する。また、日倉協と地区協会の連携を強化し、それぞれの組織の災害対応力の強化を図る。

⑤災害時に有用である非常用電源装置などの機器の整備に関する政府の支援策を整理し、会員に情報提供を行う。〈業務〉

⑥新型コロナウイルス感染症対策に関する情報の収集に努め、行政からの協力要請に適切に対応するとともに地区協会、会員事業者へ情報発信する。なお、ウィズコロナ、アフターコロナの新しい生活様式の浸透、定着を図る。

(5) 地域貢献

①倉庫業の認知度向上を図る観点から、今後の倉庫業が果たす役割の検討の中で、地域への貢献について整理する。

②倉庫事業者のみならず、他業界を含めた地域貢献の事例を整理し、会員事業者に情報提供を行うとともに、地域貢献活動への取り組みを促す。〈業務〉

(6) 倉庫税制の維持

倉庫業関連の税制特例措置の維持確保を図る。倉庫税制においては、現行制度の見直しが必須とされる中、引き続き倉庫業の発展に資する施策の創設に向けて必要な要望を行う。国交省と連携し、倉庫業に対する新たな支援制度について検討する。

〈税制金融〉

3. 各委員会の取り組み

(1) 総務

- ①委員会活動の在り方に関し、各委員会における検討結果も踏まえたうえで、結論を得る。〈再掲〉
- ②倉庫業中央団体結成 125 周年（令和 7 年）を迎えるに当たり、記念行事についてその実施の有無を含め検討する。

(2) 広報

- ①一般向けの広報活動においては、倉庫業のイメージアップや会員事業者の採用活動の支援を念頭に置き、倉庫業 PR 動画の活用に加え、新たに動画のポータルページを作成するなど、広報媒体の整備を実施し、倉庫業の認知度向上に努める。〈再掲〉
- ②会員事業者向けの広報活動においては、日倉協の活動や倉庫業関係の有益情報を迅速に提供するとともに、発信情報の普及度向上に努める。加えて、Web サイトなどの広報ツールの更なる強化と情報発信業務の効率化を進める。〈再掲〉
- ③日本倉庫時報については、事務負担の軽減などを踏まえ、年間発行回数の縮小や業務委託などを視野に、発行業務の効率化を検討する。
- ④学生・生徒・児童や就職担当教員等を対象とした倉庫見学会など、地区協会が実施している広報活動に対し、必要な支援を行う。〈再掲〉
- ⑤物流専門紙等のマスコミを通じた広報の強化を目的に、会長記者会見、記者説明会及び記者懇談会の開催などを活用し、マスコミ関係者とのコミュニケーションの活性化を図る。

(3) 教育研修

- ①会員事業者の人材育成を支援するため、常にニーズに合うよう工夫し、教育研修事業を引き続き積極的に展開する。特に日倉協セミナーについては、社会経済情勢の変化を踏まえ、タイムリーなテーマについて情報提供に努める。
- ②地域バランスにも配慮した研修開催計画を策定し、e-ラーニングやオンデマンド視聴研修を併用しながら、会員事業者における研修受講機会の拡大を図る。
- ③海外物流事情の調査を目的とする海外研修については、諸般の状況を踏まえ、実施の可否を検討する。

(4) 物流政策研究

- ①倉庫業の維持・発展のため、倉庫業界として取り組むべき課題について国交省と連携し、検討するとともに、「今後の倉庫業が果たす役割とその在り方」についての基本方針を整理する。また、その際必要となる支援策などの要望事項を取りまとめる。〈再掲〉
- ②社会・経済情勢の変動に伴う物流の変化に対応するため、物流事情の情報を収集し、倉庫業を基盤とするロジスティクスについて研究する。

- ③物流総合効率化法認定件数の増加を図るため、物効法認定取得相談室を中心に会員事業者の設備投資動向を把握するとともに、認定取得をサポートするなど支援を行う。
- ④「総合物流施策大綱」の趣旨や、「物流 DX」の推進、「自動化・機械化に係る新技術」の活用について、国交省とも協力して、会員事業者に情報提供を行うほか、物流標準化等への取り組みにも参画し、必要により提言や意見表明を行う。
- ⑤物流施設賃貸業の動向について、関係団体とも連携し、情報収集及び提供を行う。
- ⑥国交省の行う倉庫シェアリングサービスに関する調査・研究に協力するとともに、営業倉庫と貨物のマッチングサービスについて検討する。
- ⑦物流企業の海外進出に関する国の支援策等について、情報の収集に努め、情報提供を行う。
- ⑧会員事業者のデジタル化等を通じた生産性向上を支援するため、物流 DX 導入推進ガイドラインの更なる周知、物流総合効率化法の活用や「物流 DX」「自動化・機械化に係る新技術」に関する説明会を開催するなど、会員事業者への情報提供に努める。〈再掲〉
- ⑨物流の効率化に関連する物流施設見学の実施を検討する。
- ⑩都道府県との災害時協力協定に沿って、訓練の実施等さらなる官民一体となった災害時対応体制の整備(緊急支援物資物流に関する地区協会間の協力の在り方についての検討を含む)を推進し、これに取り組む地区協会や会員事業者を支援する。また、災害時の支援物資保管に適した施設、特に物効法の認定を取得した施設について、民間物資拠点候補への登録を促進する。〈再掲〉

(5) 業務

- ①倉庫寄託約款をはじめとする倉庫事業運営に係る事業規制、民事、商事法制の制定、改正等に関する情報を収集し、適切に対応する。
- ②建築基準法等の倉庫施設に関わる法規制や適用の在り方について、今後も時代の変化や社会の要請、業界の実状を踏まえつつ、不断の見直しを行うよう、関係当局に働きかける。
- ③災害、事故等が発生した場合には被害状況等の把握に努め、必要により会員事業者や地区協会に対する支援及び行政機関に対する要望等を行う。〈再掲〉
- ④BCP 作成に関する説明会を必要に応じて開催し、防災・減災に関する情報を提供するなど、会員事業者の危機対応力強化を支援する。〈再掲〉
- ⑤都道府県との災害時協力協定に沿って、訓練の実施等さらなる官民一体となった災害時対応体制の整備(緊急支援物資物流に関する地区協会間の協力の在り方についての検討を含む)を推進し、これに取り組む地区協会や会員事業者を支援する。また、災害時の支援物資保管に適した施設、特に物効法の認定を取得した施設について、民間物資拠点候補への登録を促進する。〈再掲〉

⑥災害時に有用である非常用電源装置などの機器の整備に関する政府の支援策を整理し、会員に情報提供を行う。〈再掲〉

⑦倉庫業総合賠償責任保険制度の一層の普及を図る。

⑧倉庫業に対する各種制度に関する改善要望を取りまとめ、実現に向け取り組む。

⑨倉庫事業者のみならず、他業界を含めた地域貢献の事例を整理し、会員事業者に情報提供を行うとともに、地域貢献活動への取り組みを促す。〈再掲〉

(6) 税制金融

①倉庫税制適用の前提となる物流総合効率化法に基づく計画の認定に当たり付加された物流 DX 関連機器の整備に対する補助制度を継続し、物流 DX を推進するとともに、対象事業者に対して、税制特例の活用を促す。〈再掲〉

②倉庫業関連の税制特例措置の維持確保を図る。倉庫税制においては、現行制度の見直しが必須とされる中、引き続き倉庫業の発展に資する施策の創設に向けて必要な要望を行う。国交省と連携し、倉庫業に対する新たな支援制度について検討する。〈再掲〉

③自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業をはじめとする政府の支援策について、会員事業者に対する周知に努め、これらの制度の更なる活用を推進する。〈再掲〉

④国交省をはじめとする行政の支援策を取りまとめ、適宜会員事業者に情報提供するとともに、その活用を促す。

⑤金融機関との情報交換を通じて融資制度の拡充に取り組むとともに、会員事業者に対して融資制度の周知並びに活用を促進する。

(7) 中小経営革新

①中堅・中小企業における経営革新について、情報を収集し、意見・情報交換を行う。特に、地域交流を通じた認知度向上、働き方改革、人材確保に向けた取り組みに関する情報提供等について重点的に取り組む。

②政府等による中小企業に対する支援策を調査し、情報提供する。また、必要に応じてその説明会を開催する。

③法律相談や事業承継に関するセミナー等の会員事業者向けサービスに引き続き取り組む。

(8) 安全環境

(安全)

①安全講習会の開催や安全パトロールの実施、各種 DVD の利用などにより会員事業者の安全への取り組みを支援する。

②会員事業者の自主監査への取り組みを促進する。

(環境)

①2050 年のカーボンニュートラル達成を目指し、政府の「地球温暖化対策計画」や「国土交通省環境行動計画」を踏まえ、倉庫業界としての取り組み内容について、

基本的方向を整理し、必要な活動を行う。〈再掲〉

- ②自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業をはじめとする政府の支援策について、会員事業者に対する周知に努め、これらの制度の更なる活用を推進する。〈再掲〉
- ③「GX 経済移行債」の動向を注視し、倉庫事業者の GX 投資に資するよう、関係当局に働きかけを行う。〈再掲〉

(9) 情報システム

- ①デジタル化に関する実態調査を実施する。
- ②労働力不足に対応した、AI、IoT、ロボット、物流 DX 等の新技術の調査研究・情報収集に努める。〈再掲〉
- ③標準 EDI、物流データプラットフォームをはじめとした倉庫業に係る情報技術の調査研究・情報収集に努め、講演会等の開催により、会員事業者の知識や技術の向上を図る。
- ④ウェブサイトで紹介する物流関連製品・ソフトの充実を図る。
- ⑤倉庫業の情報技術に関する見学会の実施等を検討する。

(10) サイロ

- ①サイロ実態調査を実施し会員事業者へ情報提供を行うとともに各地区から状況報告をして情報交換、意見交換を行う。
- ②コンタミ防止対策、IP ハンドリング、くん蒸対策等について研究する。
- ③老朽化対策について必要な支援策等の要望を検討する。
- ④タイムリーなテーマについて講演会、勉強会を実施する。
- ⑤穀物を中心とした食料の価格高騰に係る政府の動向について注視し、必要な情報を提供する。
- ⑥海外のサイロ施設視察については、諸般の状況を踏まえて実施の可否を検討する。

(11) 食料

- ①貿易に関する協定を始めとした政府の対応を含む食料保管に係る動向や、食料に関する国内外の保管・輸送等の基準の状況について注視し、情報を収集して会員事業者に提供する。
- ②定温・冷蔵倉庫の需要増に対応するため、省エネ・省力化に資する取り組みについて情報を収集して会員事業者に提供する。
- ③かび保険制度に関する状況の変化を注視しつつ、制度の適切な運営と周知活動に努める。
- ④「加工食品分野における標準化」を含む食料の保管、取扱いに関する研究を行うとともに、関係団体とも情報共有をはかる。
- ⑤食料保管に関連する施設又は物流ターミナルの見学を実施する。

(12) トランクルーム

- ①高度化・複雑化する個人情報や機密情報の管理に求められるサービスについて外

- 部講師による講演等を通して会員事業者に情報提供を行う。
- ②消費者行政の動向を注視し、適切に対応する。
- ③Web サイトを活用した集客や顧客サービスの動向を調査する。
- ④改正電子帳簿保存法が会員事業者に与える影響について注視し、必要な情報の収集、提供を行う。
- ⑤トランクルームサービスの向上に資する施設等の見学の実施を検討する。

(13) 物流フォーラム

- ①倉庫業を基盤とする物流ビジネス推進のため、事業者にとって関心の高い実践的なテーマを選び、研究、討議、意見交換を行う。
- ②地区連合会が開催するフォーラムに対して講師派遣等の支援を行う。